電気通信大学学生準則

平成16年 4月 1日 改正 令和 2年12月25日 令和 3年 3月10日

(趣旨)

第1条 電気通信大学(以下「本学」という。)の学生の行為及び学生の学内における団体、集会等については、この準則の定めるところによる。

(宣誓書及び学生カード)

- 第2条 入学を許可された者は、所定の宣誓書に署名又は記名押印し、入学手続きの際に 提出しなければならない。
- 2 入学を許可された者は、所定の学生カードに住所、家族状況等の必要事項を記入し、 入学手続きの際に提出しなければならない。
- 3 学生カードの記載事項に変更が生じたときは、直ちに届け出なければならない。 (学生証)
- 第3条 学生は入学の際、学生証の発行を受け、常に携帯しなければならない。
- 第4条 学生証を所持しない者については、教室、研究室又は附属図書館等の施設使用を 制限することがある。
- 第5条 職員から請求のあったときは、学生証を提示しなければならない。
- 第6条 学生証を紛失又は汚損したときは、直ちに届け出て再発行を受けなければならない。
- 第7条 学生証は、その有効期限が経過したとき、又は学生としての身分を失ったときは、 直ちに返却しなければならない。

(健康診断の受診)

第8条 学生は、毎年本学の行う定期又は臨時に行われる健康診断を受けなければならない。

(団体及び集会)

第9条 学生の団体及び集会に関する規定は、別に定める。

(出版物の許可)

第10条 学生又は学生の団体が、本学構内において雑誌、小冊子、新聞等の出版物を頒布 しようとするときは、あらかじめ届け出て、許可を受けなければならない。

(掲示等の許可)

- 第11条 学生又は学生の団体が、本学構内において文書、ポスター等の掲示又は立看板等の設置をしようとするときは、別に定めるところにより許可を受けなければならない。 (学内施設等の利用)
- 第12条 学生又は学生の団体が、体育施設その他学内の施設を利用しようとするときは、 別に定めるところにより許可を受けなければならない。

(インターネット等による届出又は申請)

第13条 この準則において書面により行うことと規定されている届出又は申請は、当該規定にかかわらず、インターネットの利用その他の適切な方法により、別に定める時期までに当該書面に記載すべき事項を提出することをもって、これに代えることができるものとする。

附則

この準則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この準則は、令和2年12月25日から施行する。

附則

この準則は、令和3年3月10日から施行する。